

□ コーポレート・ガバナンスの状況

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求し、同時に事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性と健全性を確保するため社外役員を積極的に任用しております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことによって意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めることにより、経営の透明性、効率性を一層向上させてまいります。

グループ会社につきましては、(1)当社の事業の機能を分担する会社、(2)当社と戦略を共有しシナジーを追求する会社、という区分のもとに位置づけを明確にし、グループ運営を行ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(I) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(i) 会社の機関の内容および内部統制

当社の経営の監督機関としては取締役会があり、その配下の執行機関である経営戦略会議と経営会議に代表される執行機能の経営監督を行います。

執行機関のうち、経営戦略会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定いたします。経営会議は、経営執行に関する重要事項について決定いたします。なお、経営戦略会議および経営会議に付議された事項はその討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうち重要な事項については、取締役会にて決定いたします。経営戦略会議は、原則として月1回、経営会議は原則として月3回開催いたしますが、いずれも必要がある場合には随時開催いたします。

また、監査機能として監査役(会)があります。監査役は、取締役会および経営戦略会議、経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会および執行機能の監査を行います。

なお、取締役会は、社内取締役8名、社外取締役2名の合計10名で、監査役会は社内監査役2名、社外監査役3名の合

計5名で構成されております。また、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

(ii) 内部統制体制の整備の基本方針

当社は、2006年5月25日開催の取締役会において、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制(内部統制体制)の整備の基本方針を以下のとおり決議いたしました。

1. 目的

富士通グループは、「先進技術が支える品質の高い製品とサービスにより、お客様の課題を解決し、社会の発展に貢献すること」を目標とし、お客様、社員*、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを富士通グループの行動の原理／原則である「The FUJITSU Way」において宣言しています。

また、富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求すると共に、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

2. 当社および富士通グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、執行機関である経営戦略会議・経営会議等の執行機能の監督を行う。執行機関のうち、経営戦略会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定する。経営会議は、経営執行に関する重要事項について決定する。経営戦略会議・経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。
- ② 当社は、経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を積極的に任用する。

- ③ 取締役会は、職務執行に関わる取締役、経営執行役、常務理事(以下「経営者」という。)およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、各々の職務分掌に従い職務の執行を行う。
- ④ 経営者は、「取締役会規則」、「経営戦略会議規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」などに基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。
- ⑤ 経営者は、経営方針等の周知徹底を行うと共に、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑥ 経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑦ 取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告・業務報告などを行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(2) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「The FUJITSU Way」を遵守すると共に、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ② 経営者は、継続的な教育の実施などにより、社員に対し「The FUJITSU Way」の遵守を徹底させると共に、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ③ 経営者は、富士通グループの事業活動に関わる法規制等を明確化すると共に、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役会に通知する。
- ⑤ 経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ⑥ 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営者は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 経営者は、富士通グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定などのリスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。

また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施すると共に、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

- ④ 経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

(4) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

- ① 経営者は、その職務の執行に関わる以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定めた上で適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ② 取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5) 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「The FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。
- ② 当社は、上記①を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方などを規定した「富士通グループ運営規定」を制定する。
- ③ 当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会などを通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。

また、富士通グループの監査役は富士通グループ監査役連絡会などを通じて、監査の視点からの富士通グループにおける課題の確認などを行う。

- ④ 当社およびグループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行った上でこれを実施するものとし、必要に応じ、別途「富士通グループ運営規定」で定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。
- ⑤ 当社の内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。

グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役に報告する。

(6) 監査役会の監査の適正性を確保するための体制

<独立性の確保に関する事項>

- ① 当社は監査役会の職務を補助すべき社員の組織として監査役室を置き、その社員は監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。
- ② 経営者は、監査役室の社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬など人事に関する事項については監査役と事前協議の上決定する。
- ③ 経営者は、監査役室の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

<報告体制に関する事項>

- ① 当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ② 当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ③ 当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

<実効性の確保に関する事項>

- ① 当社およびグループ会社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ② 内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
- ③ 監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせると共に定期的に情報交換を実施する。

* 「The FUJITSU Way」では富士通グループの従業員を「社員」と呼称しており、この基本方針においても同様の用法を用いております。

(iii) 監査役監査、内部監査および会計監査の状況

当社は監査役制度を採用しています。監査役は、取締役会および経営戦略会議、経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会および執行機能の監査を行います。

また、内部監査組織としては経営監査部を設置しています。経営監査部は、社内および関係会社の業務監査を行い、業務の改善提案を行うと共に、監査結果を経営会議で定期的に報告しています。

会計監査人である新日本監査法人は、監査役会に対し、監査計画および監査結果を報告すると共に、必要に応じて意見交換するなど、連携して業務監査を行っています。

なお、当社の会計監査業務を実施した新日本監査法人所属の公認会計士は鈴木洋二(当社の継続監査年数22年*)、持永勇一(同9年*)、角田伸理之、唐木秀明の4名であります。また、監査補助者として新日本監査法人所属の公認会計士21名、会計士補25名、その他5名が監査業務に従事しています。

* 新日本監査法人は、公認会計士法上の規制開始および日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち自主的に業務執行社員の交替制度を導入しており、鈴木洋二、持永勇一の両名は当連結会計年度の会計監査業務の終了をもって交替する予定となっています。

**(iv) 会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本
的關係または取引関係その他利害關係の概要**

1. 社外取締役および社外監査役との利害關係

当社の社外取締役および社外監査役は次のとおりであり、各社外取締役および監査役と特別の利害關係はありません。

社外取締役： 沢 邦彦、野中 郁次郎

社外監査役： 稲葉 善治、石原 民樹、山室 恵

**2. 社外取締役および社外監査役が取締役または監査役に
就任する会社との利害關係**

取締役 沢 邦彦が相談役を務める富士電機ホールディングス株式会社を持株会社とする富士電機グループは、当社の株式の4.74%を所有するほか、退職給付信託として当社の株式の6.68%を所有しております。また、当社は同社の株式の9.96%を所有しており、提出日現在、当社の相談役が富士電機ホールディングス株式会社の取締役に就任しています。同社と当社の間には営業取引關係があります。

当社は、監査役 稲葉 善治が代表取締役を務めるファナック株式会社の株式を7.78%所有しており、提出日現在、当社の代表取締役が同社の監査役に就任しています。同社と当社の間には営業取引關係があります。

また、監査役 石原 民樹が代表取締役を務める清和綜合建物株式会社は当社の株式の0.04%を所有しており、同社と当社グループの間には営業取引關係があります。

なお、会社法上の社外取締役ではありませんが、取締役 大浦 博が取締役相談役を務める株式会社アドバンテストにつきましては、当社は、その株式の10.09%を退職給付信託として所有しており、提出日現在、当社の代表取締役および監査役がそれぞれ同社の取締役および監査役に就任しています。同社と当社の間には営業取引關係があります。

**(v) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの
実施状況**

<基本的な考え方>

当社グループでは、Mission(目標)、Values(指針)、Code of Conduct(行動の規範)を定めた「The FUJITSU Way」を、企業および社員の行動の原理原則として位置づけています。

この「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制と仕組みを構築する

ことにより、事業活動の執行における健全性と効率性を追求してまいります。

<実施状況>

「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速するため、2004年7月に経営会議直属の委員会として「The FUJITSU Way推進委員会」および「行動の規範推進委員会」を設置し、加えて、従来独自に活動していた「リスク管理委員会」および「環境委員会」をその下部機能として再編し、体制を整備いたしました。

「The FUJITSU Way推進委員会」においては、リスクマネジメントの推進策として、リスクに対する意識の浸透と潜在的なものも含めたリスク情報の抽出を行うことにより、予防対策の実行状況の確認を継続的に行っています。加えて、日本版SOX法制定に先行して、2006年3月期下期より、財務報告の有効性・信頼性に関わる内部統制システムの構築プロジェクトに着手いたしました。専任の推進組織の設立と共に、国内外のグループ企業を含めた推進体制の構築、ノウハウ蓄積・人材育成を含めた全グループへの展開を開始しています。同プロジェクトにおいては、同時にグループ全体の業務プロセス改革による効率性の追求も目標としています。

下部組織である委員会の機能は以下のとおりです。

・行動の規範推進委員会

社会規範および社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのための社内体制／仕組みの構築を推進しています。2004年9月より、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動の規範の徹底に努めています。

・リスク管理委員会

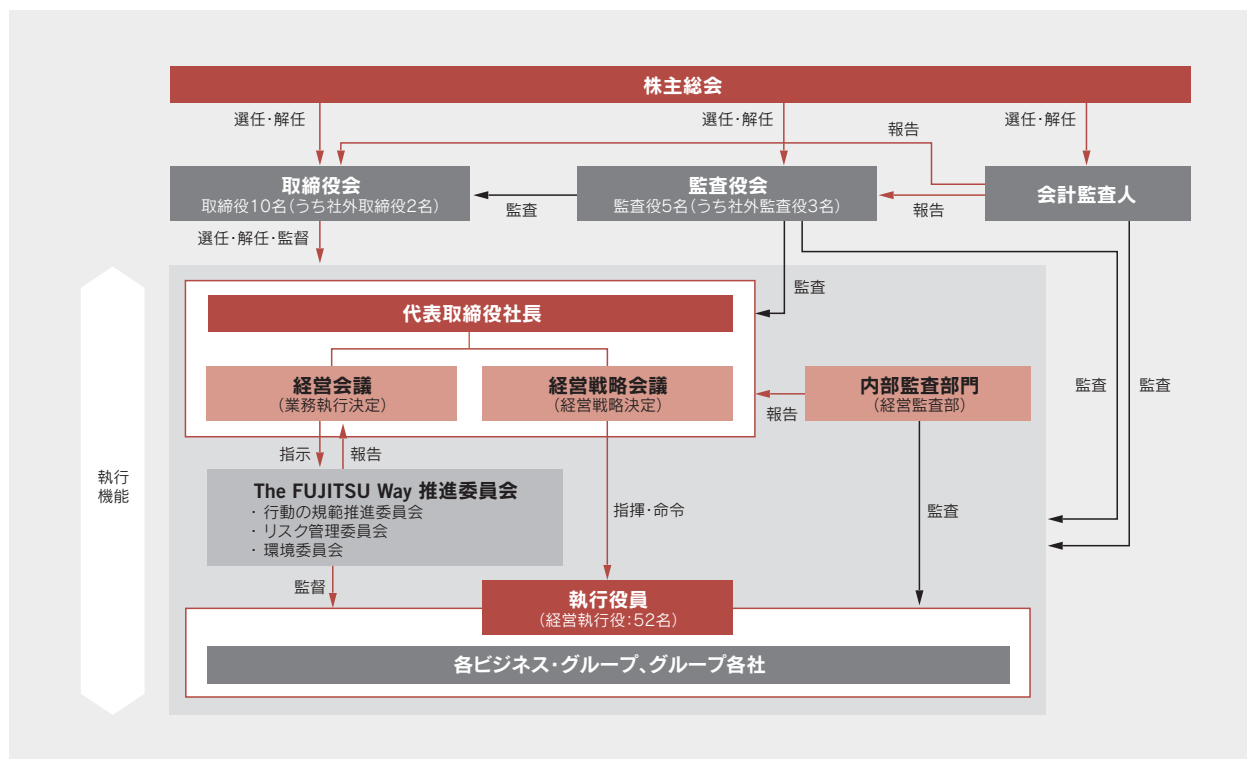
具体的な発生事案に関する情報の把握と発生リスクによるお客様および当社グループ全体への影響を極小化するための対策を行っています。重要な事項は、経営会議や取締役会に報告し対応を協議すると共に、当社グループ全体への周知徹底を行い、当社グループ全体での危機管理体制の強化を図っています。

・環境委員会

「富士通グループ環境方針」、「富士通グループ環境行動計画」に基づき、当社グループ全体での環境活動の推進・強化を図っています。

財務報告の有効性・信頼性に関わる内部統制システムの構築にあたっては、会計監査人の意見を斟酌しながら、プロジェクトを推進しています。

(vi) 当社のコーポレート・ガバナンスの体制



(II) 役員報酬の内容

当事業年度中に当社の取締役および監査役に支払った報酬の額は次のとおりです。

	(単位：百万円)					
	定額報酬		賞与		退職慰労金	
	人数	支払総額	人数	支払総額	人数	支払総額
取締役	12名	245	0名	0	2名	45
(うち、社外取締役)	2名	9	-	-	-	-
監査役	7名	54	0名	0	2名	15
合計	19名	299	0名	0	4名	60

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
 取締役 月額60百万円以内(1991年定時株主総会)
 監査役 月額5百万円以内(1989年定時株主総会)
 なお、2006年6月23日開催の定時株主総会の決議により、報酬限度額を次のとおり改定しています。
 取締役 年額600百万円以内
 監査役 年額100百万円以内

(注) 2. 取締役および監査役の人数は、2005年6月に退任した取締役および監査役を含みます。

(III) 監査報酬の内容

当社および連結子会社が新日本監査法人に対して支払うべき報酬などの額は682百万円、うち公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬などの額は、597百万円であります。このうち、当社が支払うべき報酬などの額は224百万円であります。なお、証券取引法(1948年法律第25号)に基づく監査の報酬と株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(1974年法律第22号)(以下、監査特例法)に基づく監査の報酬を区分しておりませんので、上記の報酬などの額は監査特例法に基づく監査の報酬を含みます。